

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：福祉職(1) 4 種家庭児童相談員（児童虐待対応） こども・子育て安心課】

令和 7 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人（産休・育休代替職員）

2 募集職種 福祉職(1) 4 種家庭児童相談員（児童虐待対応） こども・子育て安心課

3 業務内容

児童虐待をはじめとする家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談業務

- (1) 市民・各機関からの電話・窓口相談対応に関する業務
- (2) 各機関等への訪問（公用車の運転を含む）に関する業務
- (3) 庶務業務（文書作成業務等）
- (4) パソコンを使った資料作成、データ入力業務等

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること
- (3) 車の運転が可能であり、運転免許取得後 1 年経過していること
- (4) 下記のいずれかに該当する方
 - ①学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ②医師
 - ③社会福祉士
 - ④社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者
 - ⑤前 1 から 4 に準ずるものであって、大津市長が認めるもの

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

随時

6 応募方法

ハローワークを通じて御応募いただくか、下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

事前に下記の書類をこども・子育て安心課まで郵送してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書
- ③ 各種免許書の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連絡先】住所：〒520-8575 大津市御陵町 3-1

こども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課

「会計年度任用職員採用担当者」 電話番号：077-528-2688

7 選考日時及び選考会場

随時

※選考時間の詳細に関しましては、応募受付時にお伝えします。

8 選考方法

面接試験及び面接対応の実技試験

9 結果の発表

受験者本人宛に、選考の 10 日後頃に、可否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和 7 年 7 月以降各月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 採用後 1 か月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、 良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の 任用	☐ 原則あり ☒ 原則なし 原則更新はありませんが、休業期間によっては更新する場合があります。
勤務地	大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所本庁 こども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課
勤務地 変更の 可能性	① あり ➡ () ② なし
勤務日	週 5 日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 年目 10 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週 35 時間勤務（1 日 7 時間×週 5 日）9 時～17 時 休憩 60 分
基本給	週 35 時間勤務 月額 233,724 円 ～ 246,916 円

	※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年1回 年間最大2.30月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。